様式２

不利益処分に係る処分基準

処分の名称		と畜場以外の場所でのとさつ又は解体処理に係る指示
根拠条例･規則等名		と畜場法
条　　項		第１３条第３項
所管部課		保健衛生局保健部食肉衛生検査所　（電話：048-851-4100 ）
処分基準	基　　準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないため。）
	設定等年月日	平成　年　月　日設定　　平成　年　月　日最終改正
備　　考		